

第6章 循環型社会の構築

1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（目標の項目⑫）

目標：生産や消費に伴う廃棄物の発生を抑制し、再使用・再利用等により資源を有効に利用します。

◆目標達成するための指標

一般廃棄物焼却量（家庭・事業所）	平成27年度（2015年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ30%削減
ごみ・資源物の総排出量	平成22年度（2010年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ10%削減

わが国は国土が狭く、大都市地域においては土地の高密度利用により、埋立処分に適した土地の確保が困難であることから、これまで増え続けるごみに対応するためには「燃やして埋め立てる」という処理方式を廃棄物行政の基本としてきました。この処理方式は、ごみの減量化や公衆衛生の見地からはすぐれているものの、焼却による大気環境への影響や二酸化炭素の排出による地球温暖化への影響が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、市では、できる限りごみの焼却量を減らし、資源として有効活用できる物を増やすため、様々なごみの分別に取り組んできました。平成9年度から、ごみの分別収集方法を従来の3分別（可燃・不燃・粗大）から5分別（可燃・不燃・粗大・資源物・危険有害）に変更し、ごみの中から資源となる物を分別して資源化する取組を始めました。当初は飲食用ビン・カン、新聞などの紙類、古着などの布類の分別収集から始め、平成9年7月からは家庭から出る植木剪定材の堆肥化に取り組みました。その後も平成12年11月からはペットボトル、平成16年2月から月2回だった収集回数を増やし資源物の毎週収集を始め、平成17年10月からは容器包装プラスチック、平成19年4月からは使用済み食用油の資源化に取り組んできました。

計画目標を達成するためには、一層のごみの減量化・資源化を進める必要があります。

なお、鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量は表6-1のとおりです。

平成20年度末現在では、焼却量は39,698トンで、基準年度の平成15年度と比較して4,157トン、9.5%の削減となっています。ごみ・資源物の総排出量は、基準年度の平成15年度と比較して2,524トン、3.5%の減少となっています。

表 6-1 鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量の推移 単位：トン

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総排出量	71,873 (100)	72,911 (101.4)	73,463 (102.2)	73,634 (102.5)	73,573 (102.4)	69,349 (96.5)
焼却量	43,855 (100)	44,031 (100.4)	41,764 (95.2)	41,008 (93.5)	42,275 (96.4)	39,698 (90.5)
総資源化量	33,249 (100)	33,215 (99.9)	35,734 (107.5)	36,827 (110.8)	35,051 (105.4)	33,118 (99.6)
リサイクル率	46.3%	45.6%	48.6%	50.0%	47.6%	47.8%

（ ）内は平成15年度を100とした指数、平成20年度の数値は県報告予定数値です。

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進

●一般廃棄物処理施設の整備の方針

〈環境施設課〉

一般廃棄物処理施設については、循環型社会の形成を推進するため、平成20年度に下水汚泥と生ごみ等を合わせて資源化を図る「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設」を整備する方針を決定しました。また、この施設を基軸として本市のごみの減量化・資源化を一層推進するため、将来に向けた一般廃棄物処理施設の再編整備のあり方について、鎌倉市生活環境整備審議会に諮問しました。

●中が見えるごみ袋での排出及び5分別排出の推進

〈資源循環課〉

平成9年4月から、ごみと資源物の混入を防ぐなどの理由から、透明・半透明のごみ袋による排出を実施し、同年10月からは、市内全域で従来の3分別収集（燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ）に「危険・有害ごみ」と「資源物」を加えた5分別収集にしています。また、市民の皆さんの利便性の向上と燃えるごみの減量化を推進するため、資源物は、平成16年2月から収集回数を月2回から毎週1回にしています。

現在は、飲食用カン・ビン、ペットボトル、植木剪定材、容器包装プラスチック、紙類、布類、使用済み食用油、燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、粗大ごみの区分などで、資源物で12品目、ごみで8品目の合計20品目に分類しています。

※「燃えるごみ」は、平成16年2月から「燃やすごみ」に名称変更しています。

●生ごみ処理機の普及

〈資源循環課〉

生ごみ処理機の普及を図るため、購入費用の一部を助成する「生ごみ処理機購入費助成制度」を平成3年4月から実施しています。（平成20年度の助成率は、電動型＝75%、非電動型＝90%で、1台当たりの限度額は40,000円です。）なお、生ごみ処理機の助成件数及び台数は表6-2のとおりです。

表 6-2 生ごみ処理機の助成件数及び台数

	平成3年度～ 平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	累 計
助成件数	11,820	515	379	348	319	13,381
助成台数	13,173	546	405	366	337	14,827

※平成2年度以前のモニター・既普及台数の数値(870台)は累計に含めない。

●市施設への生ごみ処理機の設置（再掲）

〈資源循環課〉

事業所として自らの責任において生ごみを適正に処理するため、市役所本庁舎及び市立小学校に生ごみ処理機を設置するとともに、集合住宅における生ごみ処理を促すために市営住宅に生ごみ処理機を設置しています。設置状況は11ページ表1-8のとおりです。

●啓発活動の実施

〈資源循環課〉

ごみの減量化、資源化のため、自治会・町内会や各種団体等を対象とした説明会、ごみダイエット展（生ごみ処理機や分別啓発パネルの展示）、ごみ発生抑制、減量化及び資源化キャンペーン（職員と地域の廃棄

物減量化等推進員によるスーパー店頭での市民への啓発運動)、施設見学会、小学生（4年生等）を対象にした環境教育、小・中学生を対象にした意識啓発（3Rカルタ募集）、環境ニュースの発行、ホームページの開設などにより啓発活動を実施しています。

活動の実施状況は表6-3のとおりです。

表 6-3 啓発活動の実施状況

啓発事業の名称	平成20年度		
	活動回数等 (A)	参加人数等 (B)	平均参加人数 (B/A)
自治町内会、各種団体等を対象とした説明会	39回	1,730人	44.4人
ごみダイエット展	349日	—	—
ごみの発生抑制及び減量化・資源化キャンペーン	45回	37,530人	834.0人
施設見学会	8回	160人	20.0人
小学生（4年生等）を対象にした環境教育	10校	673人	67.3人
保育園、幼稚園児を対象にした環境教育	17園	1,710人	100.6人
小・中学生を対象にした意識啓発 (3Rカルタ募集)	28校	1,160人	41.4人
環境ニュースの発行（特集号含む）	7回	280,000部	40,000部
ホームページの更新	50回	—	—

●廃棄物減量化等推進員の委嘱

＜資源循環課＞

ごみの減量化・資源化、廃棄物の適正な排出とクリーンステーションの環境保持等のため、推進員を委嘱し、市が実施する施策への協力をお願いしています。平成5年度に25人に委嘱し、その後順次増員し、平成20年度には、205人に委嘱しています。推進員の皆さんは、市と地域とのパイプ役として様々な活動を行っています。

●資源物分別収集の推進

＜資源循環課＞

限りある資源を有効利用するために、平成9年度から資源物の収集区分を設け、従来ごみとしていたものの中から資源物を分別収集し、資源化を図っています。

資源物収集量の推移は、表6-4のとおりです。

表 6-4 資源物収集量の推移

単位：トン

項目 \ 年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
紙類等資源物	10,872	10,882	10,826	10,573	10,289	9,357
紙パック ミックスペーパー	1,841	1,843	2,610	2,800	2,859	2,851
ペットボトル	366	435	477	499	512	500
容器包装 プラスチック	101	191	1,125	2,211	2,271	2,210

植木剪定材	9,248	10,610	11,522	11,120	11,200	11,018
カン・ビン	2,216	2,228	2,240	2,223	2,203	2,153
使用済み食用油	0	0	0	0	28	36
合計	26,644	26,189	28,800	29,426	29,362	28,125

●植木剪定材の堆肥化

＜資源循環課＞

事業者が持ち込む植木剪定材について、減量化・資源化を図るため平成4年8月から堆肥化を試行したところ、この堆肥が、有機栽培の専門家や農協から高い評価を得ました。そこで、植木剪定材の堆肥化事業を、緑が多い鎌倉の特色を生かした減量化・資源化事業と位置付け、推進しています。クリーンステーションに排出された植木剪定材は、鎌倉市関谷にある植木剪定材受入事業場に運搬され、事業者が直接搬入した物と合わせて、山梨県にある堆肥化事業場に運搬して堆肥化しています。

これらの堆肥は、市内の有機農家に配布するほか、市役所、腰越行政センター、各クリーンセンター、笛田リサイクルセンター等で市民に無料配布しています。

また、自治会・町内会による様々な催し物会場等でも配布しています。なお、植木剪定材の搬入量と市民堆肥出荷量は表6-5のとおりです。

表 6-5 植木剪定材受入量等の推移

単位：トン

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
受入量	10,610	11,522	11,120	11,522	11,200	11,018
堆肥出荷量	3,600	3,200	2,901	2,432	2,103	2,112

●飲食用カン・ビン、ミックスペーパーの資源化

＜笛田リサイクルセンター＞

資源循環型社会を形成するため、平成9年度から、カン・ビン、ミックスペーパーの資源化に向けた中間処理業務（選別・圧縮・梱包・保管）を行い、資源化しています。

平成20年度の実績は、表6-6のとおりです。

表 6-6 リサイクルセンターにおける資源化量

単位：トン

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
カン類	534.7	539.8	536.4	516.3	504.0	480.6
ビン類	1,658.5	1,675.2	1,697.6	1,700.1	1,686.1	1,661.2
ミックスペーパー類	1,139.1	1,739.4	2,501.2	2,694.9	2,752.2	2,752.0
合計	3,332.3	3,945.4	4,725.2	4,911.3	4,942.3	4,893.8

●不用品登録制度

＜市民活動課＞

「省資源化を図ろう、生活の無駄を見直そう」という趣旨で昭和54年2月から始めた制度です。ご家庭にある不用品を有効に活用するために、平成20年度からは市民活動団体と鎌倉市が、協働事業で行っています。

「譲ります」「譲ってください」を登録すると、その品物の情報をインターネットのページと市役所本庁舎の掲示板などに掲示します。利用状況は表6-7のとおりです。

表 6-7 不用品登録制度利用状況

単位：件

年度	登録件数			成立件数		
	譲ります	譲って下さい	計	譲ります	譲って下さい	計
平成19年度	514	100	614	204	17	221
平成20年度	557	173	730	255	10	265

●「図書リサイクル」の実施

〈中央図書館〉

図書館では、不要となった本を希望する市民に無料配布し、廃棄処理する本の有効活用を図っています。

表 6-8 図書館不要本の無料配布冊数

単位：冊

	平成19年度	平成20年度	累計
図書館不要本	28,037	26,536	54,573
無料配布した本	18,769	20,492	39,261

●不用品家具や古着などのリサイクル

〈市民・事業者〉

「特定非営利活動法人 鎌倉リサイクル推進会議」では、笛田リサイクルセンターを会場に、不用になった品物を必要な人が再使用できるように各種のリサイクルマーケットを開催しています。平成20年度に開催したマーケット等の実績は表6-9のとおりでした。

表 6-9 リサイクルマーケット等の開催状況

	実施日	実施内容	来場者数
リサイクルマーケット	平成20年5月25日、 7月27日、9月28日、 11月23日	出店数 合計231	合計 2,100人
古着・古本 無料掘り出し市 (市の受託)	平成21年3月22日	古着 寄付数 1,806kg 引取数 1,712kg 古本 寄付数 3,461冊 引取数 2,696冊	合計 600人

(2) 再生資源利用製品・材料の選択促進

●グリーン購入（再掲）

〈環境政策課〉

物を購入し、使用し、廃棄するという消費過程のなかで、環境の視点を重視して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択し購入することは、自然と調和した持続可能な社会を築いていくために大変重要です。こうした考え方を「グリーン購入」といいます。

国や地方自治体などに環境配慮製品を優先調達させることを目的とした「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」（グリーン購入法）が平成13年4月に施行されました。このなかで、国の基本方針に基づき、政府機関、地方公共団体などは調達方針（地方公共団体は努力目標）を作成・公表することを求めています。

鎌倉市役所では、平成14年12月に「鎌倉市グリーン購入基本方針及び同調達方針」を策定しました。

この計画は、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく、環境のことも考えて環境負荷ができるだけ少ない製品やサービスを優先して購入しようというものです。平成15年度に81品目ではじめたグリーン購入の対象品目を、平成20年度の調達方針の改正により215品目としました。平成20年度の分野別の調達率は12ページ表1-9のとおりです。

2 水の循環利用（目標の項目⑬）

目標：上水の節水のため一度利用した水や雨水の有効利用に取り組むとともに、
雨水の地下浸透をすすめます。

◆目標達成するための指標

上水使用量 (m ³ /人・年)	平成27年度 (2015年度) に 平成16年度 (2004年度) に比べ5%削減
雨水貯留槽購入費補助件数	平成27年度 (2015年度) に延べ380件
浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数	平成21年度 (2009年度) に延べ160件

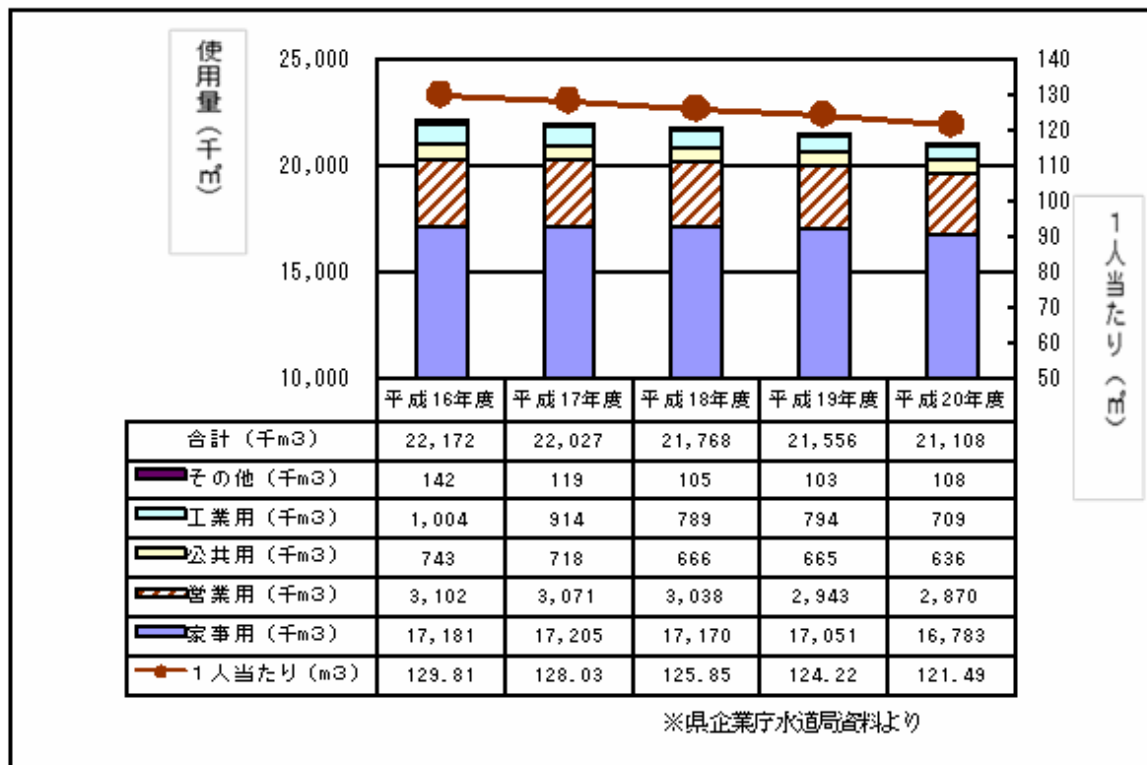
水資源を市域の中で循環利用するため、家庭、事業所、公共施設における節水、雨水の利用や地下浸透に努めるとともに、風呂の水を洗濯に利用するなど、一度使用した水の再利用も勧めています。

特に災害時に避難場所となる施設や普及啓発効果の高い公共施設については、新築・改修時に雨水利用システムの導入を図っています。

平成20年度の1人当たりの上水使用量は、グラフ6-1のとおり基準年の平成16 (2004) 年度と比べ8.32 m³、6.4%の減少となっています。

平成20年度末、雨水貯留槽購入費補助件数は累計180件、浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数は累計128件です。

グラフ6-1 上水使用量の推移



(1) 上水の節水の推進

雨水貯留槽などの雨水利用設備の導入により、植木の散水などの雑用水として有効に利用することは、節水を行う上でも重要です。

鎌倉市では、雨水利用を積極的に進めるため、次のとおり助成制度を実施しています。

●浄化槽雨水貯留施設の設置

〈下水道課〉

鎌倉市浄化槽雨水貯留施設の設置に係る補助金交付要綱（平成7年9月）により、公共下水道に接続する排水設備工事の際、不用となる浄化槽に雨水管を接続して、雨水貯留施設として再利用する場合に補助金を交付しています。これまでの実績は、表6-10のとおりです。

表 6-10 浄化槽雨水貯留施設補助金交付件数 単位：件

補助金限度額	平成7～15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	累計
40,000円	107	5	7	6	1	2	128

●雨水貯留槽の設置

〈環境政策課〉

鎌倉市雨水貯留浸透施設の設置に係る補助金交付制度を平成9年1月に創設して、雨水貯留槽及び雨水浸透施設の2つの施設に補助金を交付していました。しかしながら、平成14年、15年度に一つの申請で雨水貯留槽と複数の雨水浸透施設を設置するという高額な申請が多くあり、平成14年度に18件、平成15年度に16件しか交付することができませんでした。このことを踏まえて、平成16年3月に制度の見直しを行い、平成16年度からは、補助対象を雨水貯留槽のみとし、それまで容量によって2段階（100ℓ以上200ℓ未満：補助金限度額25,000円及び200ℓ以上：補助金限度額30,000円）に分けてましたが、100ℓ以上600ℓまでの据置型に一本化し、また、標準工事費を廃止し貯留槽本体購入価格の2分の1か2万円のうちどちらか少ない額を補助額としました。

さらに、1家屋につき2個までとしていたものも、1家屋1個を補助対象にしました。

雨水貯留槽は、屋根に降った雨水を貯めて、庭の散水などに利用し、雨水浸透施設は、雨水を地下に浸透させ、地下水などの水資源を作り出す施設です。

雨水浸透施設の補助金交付件数は、表6-11、雨水貯留槽の補助金交付件数は表6-12のとおりです。

また、平成20年度末現在、雨水貯留槽購入費補助件数は累計180件です。

表 6-11 雨水浸透施設補助金交付件数

浸透ますの種類	補助金限度額	平成9～15年度累計(件)
コンクリート製	20,000円	14
合成樹脂製	10,000円	19
合計		33

表 6-12 雨水貯留槽補助金交付件数

単位：件

平成9～15年度 累計	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年	累計
86	15	5	11	32	31	180

●市施設における雨水の利用

<環境政策課>

鎌倉市では表 6-13のとおり、各公共施設で雨水利用を進めています。こうした取組は上水の浄化・配水過程で使われるエネルギーや物質の投入を削減することにつながります。

表 6-13 市施設の雨水利用状況

	原 水	供給能力 (m ³)	利用用途
笛田リサイクルセンター	雨水	69	トイレ・散水
中央公園管理事務所棟	雨水	51	トイレ
諏訪ヶ谷住宅集会所	雨水	22	トイレ
市役所本庁舎	雨水	5	散水
台在宅福祉サービスセンター	雨水・地下水	202	トイレ・消火水槽
玉縄交流センター	雨水	15	トイレ
腰越行政センター	雨水	100	トイレ
合 計		464	

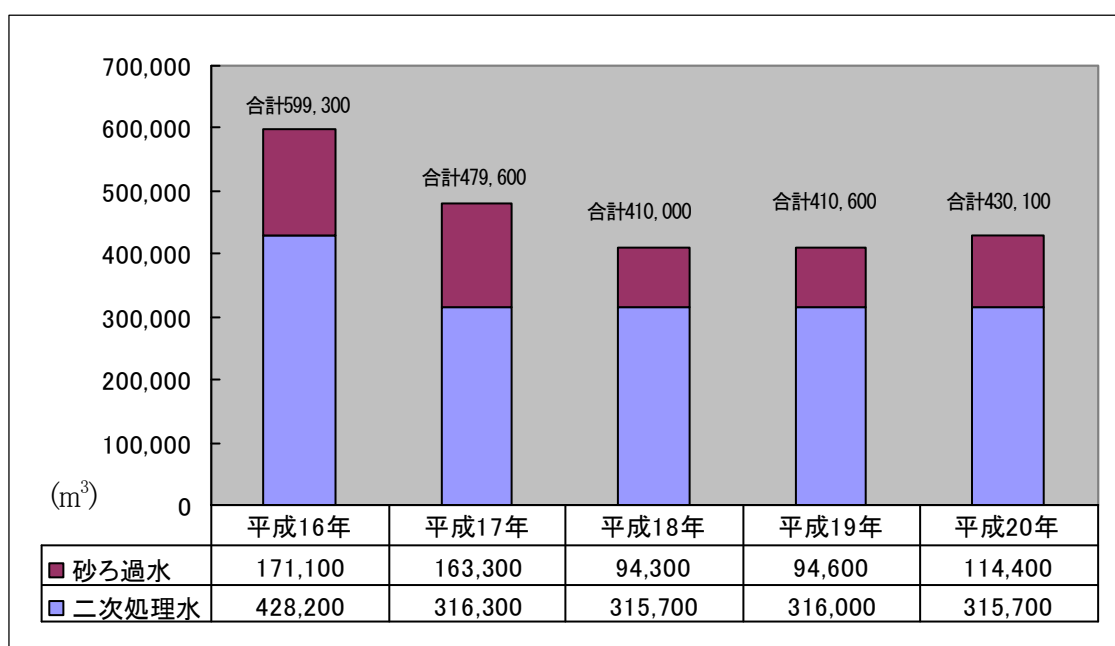
●市施設における水の再利用

<浄化センター>

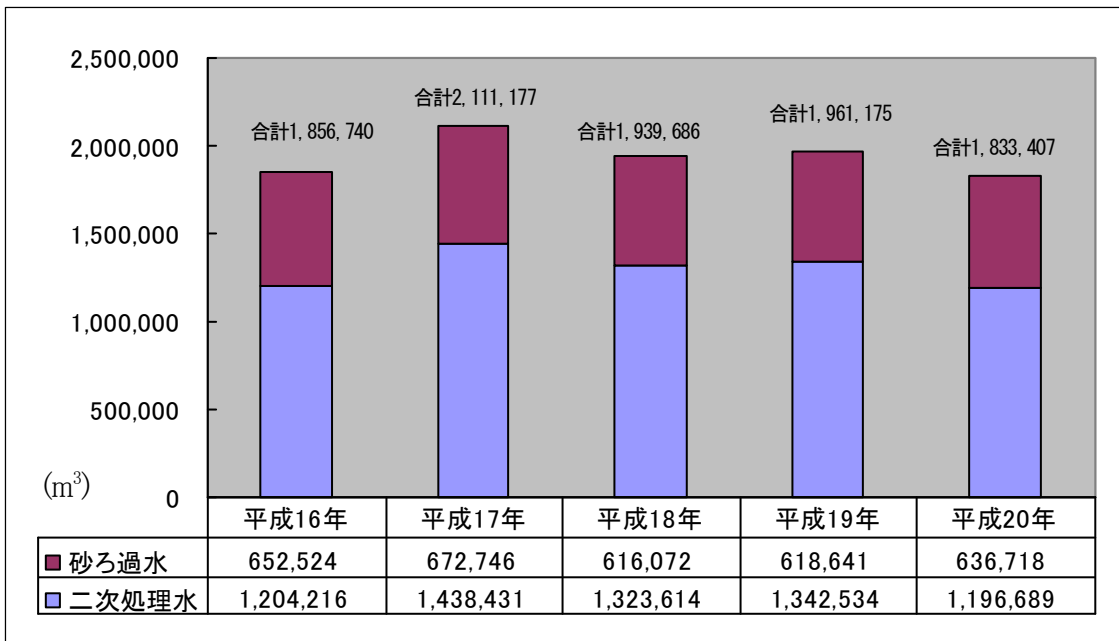
七里ガ浜浄化センター及び山崎浄化センターでは、下水道汚水の処理水を、グラフ 6-2 及びグラフ 6-3 のように使用しています。利用状況としては、二次処理水を消泡水として、また、砂ろ過水（処理水を砂ろ過設備に通した水）を汚泥脱水機ろ布洗浄水、雑用水等として利用しています。

さらに、山崎浄化センターでは、鎌倉武道館のトイレ洗浄水や池の修景用水として砂ろ過水を利用しています。

グラフ 6-2 七里ガ浜浄化センター処理水の再利用



グラフ 6-3 山崎浄化センター処理水の再利用



(2) 雨水の地下浸透の推進

近年、開発による都市化が進み自然の恵みである雨水が地下に浸透しにくくなり、地下水のかん養能力が年々低下しています。地下水かん養能力の低下は、地下水の過剰利用とともに地下水位低下の原因となり、地盤沈下を引き起こします。こうした中で、水資源対策、洪水対策、防水対策として雨水の地下浸透の有効性が注目を集めるようになってきました。

3 エネルギーの有効利用（目標の項目⑭）

目標：家庭や事業所における省エネルギーや新エネルギーの導入を促進します。

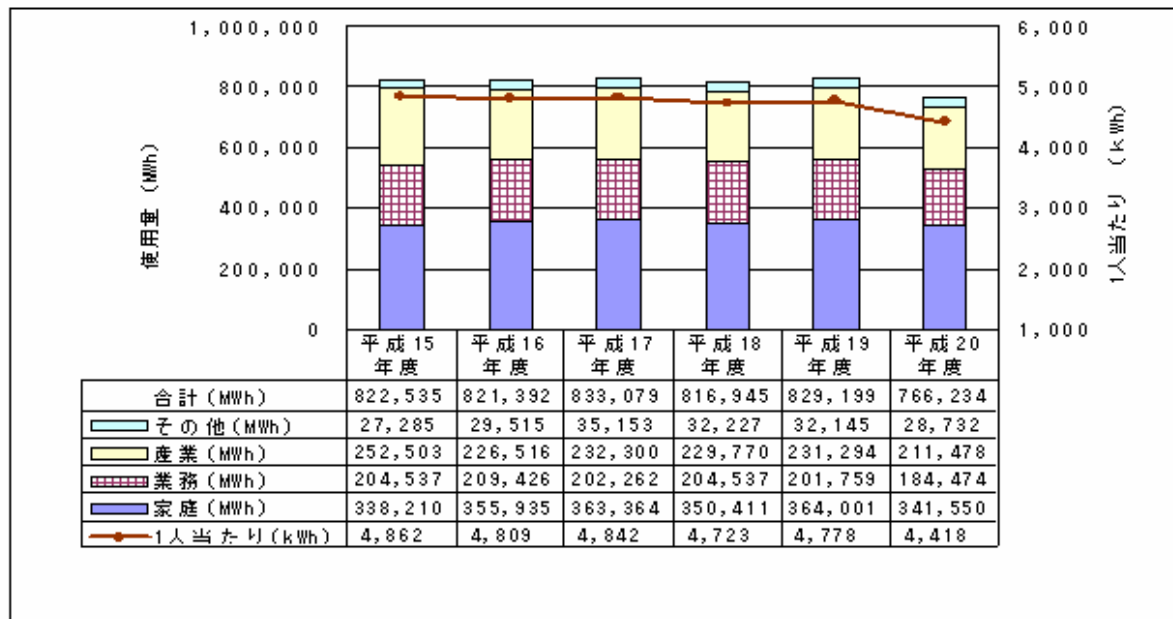
◆目標達成するための指標

市内の買電量（kWh/年）	平成22年度（2010年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ15.7%削減 （平成2年度（1990年度）対比28.4%増加）
家庭の買電量（kWh/年）	平成22年度（2010年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ10.7%削減 （平成2年度（1990年度）対比30.3%増加）
家庭における1人当たりの買電量（kWh/人・年）	平成22年度（2010年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ8.5%削減 （平成2年度（1990年度）対比38.0%増加）
環境マネジメントシステム 導入事業所数	平成27年度（2015年度）に270事業所

グラフ6-4のとおり、平成20年度の鎌倉市内の買電量は766,234MWh、基準年の2003(平成15)年に比べて56,301MWh、6.8%減少、家庭の買電量は、基準年比較で3,340MWh、1.0%増加、1人当たりの買電量は、基準年比較で444kWh、9.1%の減少となっています。引き続き節電や新エネルギーへの転換に努めていくことが必要です。鎌倉市における平成20年度末の太陽光発電システム導入件数（累計）は、514件でその設備容量(累計)合計は約1,741kwです。

環境マネジメントシステム導入事業所数は延べ58事業所です。(ISO14001取得事業所を含む)

グラフ 6-4 用途別年間電力消費量の推移



東京電力加藤緑沢支社資料より推計（参考値）

(1) 事業所における省エネルギーの推進

燃料資源の有効利用を図り、工業や建築物及び機械・器具で使用するエネルギーの合理化を進めるため、昭和54年にエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」)が制定され、平成10年5月には温室効果ガス削減の観点から、エネルギー使用の徹底した合理化の推進を目的に改正されました。

また、京都議定書の発効を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、エネルギー消費量の伸びの著しい運輸分野における対策を導入するとともに、工場・事業場及び、住宅・建築物分野における対策を強化する等の措置を講ずることとして、再度一部改正され、平成18年4月1日に施行されました。省エネ法では、地方公共団体の配慮事項として、「エネルギーの使用の合理化等に関する地域住民の理解の増進」を掲げています。

●市施設における省エネルギーの取組

〈環境政策課〉

市役所では、平成7年から「環境にやさしい事業所」を目指し、空調の適温化、執務時間以外の消灯、省エネタイプの事務機器の導入などによる「エコオフィス化」を進めてきました。鎌倉市役所は、平成16年2月に「かまくらエコアクション21」に参加登録し、温室効果ガスの排出量低減のために、事務室等における電気使用量削減を個別目標の一つに定め、取り組んでいます。本庁舎の電気・ガス使用量は表6-14のとおり、基準年(平成15年度)に比べ平成20年度は、電気使用量が2.8%増加、ガス使用量が462.3%増加となっています。ガス使用量の増加は、平成17年度の途中からボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したためです。

表 6-14 本庁舎における電気・ガス・水道使用量(1㎡当たり)

年 度 \ 項 目	電気(kWh/㎡)	ガス(㎡/㎡)	水道(㎡/㎡)
平成15年度	110.6 (100.0)	1.46	1.44(100.0)
平成16年度	115.1 (104.1)	1.33	1.34 (93.1)
平成17年度	120.6 (109.0)	3.46	1.34 (93.1)
平成18年度	109.4 (98.9)	*7.48 (100.0)	1.40 (97.2)
平成19年度	113.3 (102.4)	*6.90 (92.2)	1.34 (93.1)
平成20年度	113.7 (102.8)	*6.75 (90.2)	1.19 (88.8)

()内は平成15年度を100とした指数

* は、平成17年度途中から、ボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したため、平成18年度を基準年として、指数100とする。

その他、市役所としてはマイカー通勤から公共交通機関への切り替え、アイドリングストップ運動、ノーカーデー、低公害車の導入など、燃料の節約による省エネルギーの取組も行っています。

第二中学校改築工事における例をあげると、以下の内容等で設計の中で配慮しています。

- ① トップライトにシースルー型太陽電池の採用
- ② LED照明器具の使用
- ③ 高力率の照明器具の使用
- ④ 長寿命ランプの採用
- ⑤ 廊下・トイレの照明を人感センサーにより点灯
- ⑥ 節水器具（節水型便器、自動水洗等）の採用
- ⑦ 雨水利用設備の設置

また、他の工事においても、環境負荷の低減を考慮した設計に心がけ、省エネルギー製品や新エネルギー製品を積極的に採用しています。

（２） 家庭における省エネルギーの推進

●省エネルギーの普及啓発

〈市民・事業者〉〈環境政策課〉

鎌倉市では平成20年3月に「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、同計画の推進するため市民、事業者、環境保全団体、行政の各主体で構成された「かまくら環境保全推進会議」のエコライフ認識プロジェクトにおいて省エネルギーを含めた地球温暖化対策の取組の重要性の認識を高めるため、普及啓発冊子「わたしたちのできること」などの作成、広報紙やホームページなどによる情報提供、イベント、展示会、環境学習等による普及啓発を行っています。

（３） 新エネルギーの導入

新エネルギーとは、太陽、風力、バイオマス、水力、地熱、海洋資源などから生成される「再生可能エネルギー」のうち、その普及のために支援を必要とするものを指します。地球温暖化の原因になる二酸化炭素の排出抑制のため、「省エネルギー」対策と平行して「新エネルギー」の導入を進めていくことも重要です。

長期的な視点で見た場合、新エネルギーの導入による環境負荷の低減が期待されますが、他のエネルギーと比較してコストが高く、しかも太陽、風力などは自然条件に左右されます。今後、導入や利用等を促進させるため、技術開発や普及のための取組が進められています。

●市施設における新エネルギー導入

〈環境政策課〉

市の施設では、表6-15及び表6-16のとおり、新設の施設を中心に太陽光・熱を有効利用するための設備を導入しています。

表 6-15 新エネルギー（太陽光発電）導入施設

施設名	発電容量	導入時期
玉縄小学校	20kw	平成8年3月
笛田リサイクルセンター	4 kw	平成9年2月
玉縄交流センター	9 kw	平成10年5月

表 6-16 新エネルギー（太陽熱）導入施設

施設名	設備	導入時期
今泉さわやかセンター	太陽熱利用（給湯）	昭和62年3月
大船保育園	太陽熱利用（給湯）	平成8年11月
笛田リサイクルセンター	太陽熱利用（給湯・暖房）	平成9年2月
玉縄交流センター	太陽熱利用（給湯）	平成10年5月
御成小学校	太陽熱利用（暖房）	平成10年3月
腰越行政センター	太陽熱利用（暖房）	平成11年2月

●「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設」の整備

＜下水道課、環境施設課＞

現在は焼却処理されている廃棄物系バイオマスである「下水汚泥」と「生ごみ」を、混合集約処理してメタン発酵により再生可能なエネルギーであるメタンガスを回収し、有効利用することにより環境負荷を低減するため、「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設」の整備を目指しています。